

## 議 事

○白井参事官 それでは、時間になりましたので、若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会、第8回ヒアリング及び意見交換を開始いたします。

本日は、初めに、筑波大学教授の土井隆義様から御意見を伺い、その後、社会福祉法人南高愛隣会前理事長の田島良昭様から御意見を伺います。

まず、土井様からは、少年及び若年者による非行犯罪の状況とその原因、少年及び若年者を取り巻く社会環境の変化と非行犯罪に与える影響、少年法適用対象年齢の引下げなどについての御意見を20分程度お聞きし、その上で幾つか質問をさせていただきます。

配布資料につきましては、「若年刑法犯はなぜ減少したのか」と題するパワーポイントを印刷したもの1点でございます。

それでは、土井様、よろしくお願いいたします。

○土井氏 今、御紹介いただきました筑波大学の土井と申します。

幾つかトピックを頂いたのですけれども、時間も限られておりますので、若年者の刑法犯がなぜ減ったのかというところに焦点を絞って、話題提供とさせていただこうと思っております。

最初に簡単に述べておきますと、今、高齢者層の刑法犯は多い状況にあります。それはこのように希望の種が肥大した状況にあるからだと考えられます。それに対して、若年層の刑法犯が減っているのは、おそらくこのように逆に希望の種がしぼんできているからではないか。ここに今日の基本的な問題があるのではないかと考えています。

まず、こちらを御覧ください。

これは、1973年の時点である意識を測ったものです。16歳から25歳まで、だんだんと下がってきます。その後、反転をして、だんだん増えていきます。これが1973年の傾向でした。

それが近年どうなっているかと申しますと、このように、20代から上は横ばいですが、10代だけは激しく上がってきています。これは、実は生活満足度を示したものです。当然ながら、生活に対して満足度が上がってくると、それだけ刑法犯は減ってきてもおかしくないといえます。

実際、刑法犯の人口比を見ても、このような形になっています。70年代と2000年代では結構違いがあるのですけれども、大体この辺りから傾向が変わってきていることが分かります。

若年層では満足度が上がっているわけですが、実際このように、その層では刑法犯が減ってきています。それに対して、高年齢者層では高止まりで横ばいとなっています。

このような傾向は、もっと年齢が下の中高生についても同じです。現在の中高生に、いわゆる幸福感を尋ねた調査を見ますと、だんだんと上昇しているのが分かりますが、特に2000年を越えてから急激に上がっていることに気がきます。それを反映するかのようには、少年刑法犯も同じような動きを示しています。このように、しばらくの間は漸減してきていたのですけれども、やはりこれも2000年を越えた辺りから人口比で見ても急激に減り始めているのです。

このような変化をどう考えるかという場合に、犯罪社会学では大きな二つの犯罪原因論の

潮流があります。一つは社会緊張理論というもので、もう一つが文化学習理論というものです。もちろんそれ以外にも理論は多くありますがけれども、基本的にはこの大きな潮流のどちらかに包含されるものと考えてよいと思います。

社会緊張理論というのは、目標と手段との乖離<sup>かいり</sup>が犯罪の動因になるという考え方です。したがって、言ってみればこれは欲望の理論です。ただ、注意しないといけないのは、ただ単に手段が欠けていることが動因になるというだけではなく、たとえ手段があっても、それ以上に目標の方があおられてしまうと、そこでもまた乖離が生まれてくるという点です。

それに対して、文化学習理論というのは、人が逸脱的な世界に接触していく、あるいは引き込まれていく、そういう人間関係に注目した理論と考えてよいでしょう。言ってみれば、社会緊張理論の方がプッシュ、押し出し要因をターゲットにしており、また社会構造的なマクロ変数を扱っているのに対して、文化学習理論の方は、引き込み要因、プル要因をターゲットにしており、また個々人の相互作用というミクロ変数を扱っていると対比させてもよいかと思います。

端的に言えば、社会緊張理論は不満の理論です。欲望があおられてもそれが実現できないところから生まれてくる不満に焦点を絞った理論です。それに対して文化学習理論は魅惑の理論といえます。逸脱的な世界のどこに魅力を覚えてに引き込まれていくのか、その吸引力を明らかにしようとする理論です。

では最初に、社会緊張理論を応用して今日の趨勢を考えてみたいと思います。原因論は、なぜ人は犯罪に走るのかを解明しようとするものですが、それをひっくり返せば、なぜ犯罪が減ってきているのかを説明することもできるからです。

まず次のような例から考えてみたいと思います。ここにキツネが2匹いるとします。そしてお互いにジャンプの競争をします。左側は高く飛べたのに、右側は余りうまく飛べない。このときに、自分のジャンプ力に対して不満が強いのはどちらか。こういう状況であれば、当然右だと思えますね。

しかし、もしここにブドウがぶら下がっているとしたらどうでしょうか。再び同じようにジャンプをしてみます。左は、もうちょっとで届きそうだけれども届かなかった。右は最初から届きっこない。このときに、どちらの不満感が強いかといえば、今度は左の方ですね。もう少しで届きそうだったのに届かないときの方が、強い不満を抱えるわけです。では、この例でのブドウを目標に置き換えて考えてみればどうでしょうか。

不満感は、目標までの距離に反比例をして増減する。もちろん目標に達してしまえば不満は生じませんが、目標に達しなかったときには、目標までの距離が近い人の方が、むしろ欲望があおられて不満は強まっていく。これを社会学では相対的不満といいます。

犯罪社会学の中ではよく引き合いに出されるのですが、こういう例で考えてみましょう。スラム街のような貧困地域と高級住宅が並ぶ裕福な地域とが接しているところでは犯罪率が高い。これはバーナードたちの『犯罪学』というテキストから持ってきたものです。

「貧しい人々は、彼らを取り巻く他の人々が富んでいるときに高い犯罪率を示す。彼らは周囲の人々が貧しい場合には低い犯罪率を示す。したがって、特定の地域における犯罪量を説明するのに必要な鍵となる要因は、貧しい人々の数ではなく富んだ人々の数であ

る。」絶対的貧困ではなく格差が問題なのです。これが相対的不満というものです。

このバーナードの説明は、豊かな地域と貧困の地域という空間軸を問題として扱っているわけですが、今日の話は、刑法犯の認知件数が時代とともにどう変わってきたのかについてですので、この空間軸を時間軸に置き換えて考えてみたいと思います。

これを御覧ください。

刑法犯の認知件数と失業率の推移を示したものです。上側が刑法犯の認知件数で下側が失業率です。よく言われることですが、この二つはほぼリンクしているように見えます。

しかし、よく見ますと、失業率が下がってきている時期でも、刑法犯認知件数が下がっていない時代があります。これはどういう時代なのでしょう。ここで日本の経済成長率を掛け合わせてみましょう。すると、これらの時代は、それぞれ高度成長期とバブル期であったことが分かります。つまり、我々の欲望がどんどんあおられた時代なのです。欲望が日頃からあおられているからこそ、そこで何かにつまずいてしまった人は、そのつまずきを過大なものと感じ、強い不満を抱えていく。これが相対的不満というものです。

そういう観点から見ますと、近年は両者がきれいに揃って下がってきていることの意味も分かります。今の説明のロジックを使って考えてみればよいわけです。

かつて高度成長期、私たち日本人は希望という薬をいっぱい飲まされてきました。ところが現在は、成長率が鈍化し、相対的不満も逡減してきています。つまり欲望をあおられにくくなってきているのです。ここに時代的な変数があるといえるでしょう。

ただし、こういう時代であっても高齢者層は刑法犯認知件数が高止まりだという事実もあります。つまり、これは単に時代の変数というだけではなく、世代の変数の側面もあるということです。今の高齢者層は、若い時分に高度成長期を生き、欲望があおられてきた世代なのです。そのようなパーソナリティを形成してきた世代なのです。

それがよく表れている調査があります。いろいろなことにチャレンジして自分の可能性を試してみたいか、あるいはそういうことは避けてなるべく平穩無事に暮らしたいか、どちらの志向性が強いかを調べたものです。人というものは、だんだんと年を取るにつれてチャレンジ精神が減って行って、守りの態勢に入っていくものです。左側のグラフはチャレンジ精神の推移を示し、右側のグラフは守りの態勢の推移を示していますが、これは当たり前の傾向なのです。

しかし、ここで年代の違いを見てみますと、50歳辺りを境目に傾向が反転していることが分かります。棒グラフが1983年を、折れ線が2013年を示しています。御覧のように、50歳以下ではチャレンジ精神が減ってきていることが分かります。それと呼応して、守りの態勢が増えてきていることも分かります。これが時代の変数の部分です。

ただし、高齢者層は逆の傾向を示しています。なぜかと言いますと、1983年の調査対象はここであったわけですが、2013年はそれから30年後ですから、この人たちがここへ移動してきているのです。つまり、もちろん年を取っている部分だけでは数値も下がっていますが、それでもこの世代は、ほかの世代と比べると欲望があおられていて、いまだにチャレンジ精神を強く持っている、そういう世代であるのです。

そうしますと、このように生活満足度が若年層ほど高くなってきている理由も分かります。もともと彼らは、高齢者層のように欲望をあおられていない世代なのです。したがって、その分だけ刑法犯も減って当然ということになります。

他方、高齢者層では生活満足度が今も余り変わっていないのは、今お話ししてきたように、この世代は若い時分に高度成長期を生きてきており、常に欲望をあおられてきた世代だからです。そういうメンタリティを今も引きずっているのです。この希望という薬を飲んだ効果が、まだ今も続いているわけです。

ところで、よく見ますと、それでも年を取ると、だんだんと満足度が上がっていくことが分かります。もう先があまりないからです。その分だけ、余計な希望は抱かなくなっているのです。ここから、現状への不満は、人生への期待の裏返しでもあることが分かります。

そういう観点からみますと、1973年時点の傾向を示しているのはこの水色でしたが、このように75歳で生活に満足の人に比べて、年下の人々はみんな低かったことが分かります。これは健全な現象といえます。まだ人生の残りは長いわけですから、たくさん希望を抱いていてもおかしくはないのです。そしてその分だけ、満足度は下がるわけです。実際、アメリカ合衆国で行われた同じような調査を見ますと、今もこの青のようなカーブを描いています。

ところが現在の日本は、上のオレンジ色の傾向に変わってきているのです。75歳で生活に満足の人と比べると、10代と20代前半ではそれ以上の高さを示していることが分かります。つまり、高齢者層よりも人生に期待をしていないということです。それだけ期待値が逡減しているために、満足度が上がっていると考えられるのです。

仮に、ここに希望の種があったとします。今の高齢者層は、若い時分から、これがどんどん肥大してきてあおられた世代であるといえます。社会学ではこれをアノミーといいますけれども、彼らはアノミックな状況に置かれてきた世代なのです。今、高齢者になって、もちろん年を取った分だけ落ち着いてきてはいるけれども、しかし、こういうメンタリティは基本的に変わっていないのです。

それに対して、若年層は、今こういう状況で落ち着いているかということ、実はそうではない。お示したように、その上の世代よりも更に生活満足度が高いということは、そのために刑法犯の減少率も上の世代より激しいということは、欲望が更にシュリンクをしている状況にあるのではないか。そう考えることができるのです。

そこで、なぜこのように希望がしぼんできてきているのかを、もう一つの視点から考えてみなければなりません。

それが先ほど挙げた犯罪社会学における原因論のもう一つの潮流である文化学習理論を用いた説明になります。

今、若年層の満足度が上がってきているという話をしました。そして、ここまでの話は、それが期待値の逡減の表れとして理解できるのではないかというものでした。しかし、当事者からしてみれば、自分たちは期待値が低いから満足度が高いのだとは感じません。それは、我々研究者が外部から眺めてみると、そう見えるという話であって、当事者の主観とは違います。では当事者はどこに満足を感じているかと言えば、それは人間関係に対してなのです。「生活に満足の理由」で、若年層の半数以上を占めているのは人間関係です。

この傾向は、小中高のいずれでも同じです。大切なものは何かと尋ねられたとき、「勉強ができる」「特技がある」「お金がたくさんある」よりも、「友だちがたくさんいる」ことが圧倒的に多くなっています。これだけ人間関係のウエートが高くなっているのです。そして、非行少年についてもそれと同じことが言えます。彼らもまた同じ時代を生きてい

るからです。

少年院に収容されている者に対して行われた全数調査の結果を見ますと、「自分が非行に走った原因だと思うこと」で、一番多いのは友だち関係です。学校での友だち関係と、学校以外の友だち関係ですね。少年事件の場合は単独犯よりも共犯が多い傾向にあります。それはこういうところにも表れていると思います。

それに対して、親との関係や学校の先生との関係は、もちろんありはしますが、相対的にそれほど高くないことが分かります。

これは何を意味しているのでしょうか。

ここで日本人の意識の推移を見てみたいと思います。我々の意識は、70年代から徐々に伝統志向から伝統離脱へと移行してきました。つまり価値観の多様化が進んできたのです。これを世代別に見てみますと、新しい世代ほどその傾向が激しいことが分かります。今の10代の親御さんたちはもう新人類の世代ですから、結構上の方ですね。価値観が多様化していますので、自分たちの価値観を自分のお子さんたちに押し付けようとしません。だから親子間にかつてほどのうっとうしさが生まれなくなっています。

それだけではありません。ここで世代と世代の関係を見てみます。かつて、戦争の世代とその子どもたちである団塊の世代との間には、これだけ意識のギャップがありました。その次は、第一戦後の世代とその子どもたちである新人類の世代です。若干縮まってきていることが分かります。更に、団塊の世代と団塊ジュニアの世代になると、更に縮まってきます。今の親御さんたちは新人類で、その子どもたちは新人類ジュニアですが、もうほとんどギャップがないことが分かります。つまり、今の大人と子どもの間ではかつてのようなコンフリクトが生じなくなっているのです。

それは、中高生の親御さんたちに、「子どもと意見が合わないことはありますか。あるとすれば、それはどのようなことですか」と尋ねた調査にも表れています。上の部分が1982年のデータで、下の部分が2012年のデータです。この間に30年の歳月が流れていますが、子どもと意見が合わないこととして増えたのは、「電話・携帯電話の使い方」だけです。日本で携帯電話が急激に普及し、その利用率が50%を超えたのは2000年頃です。つまり、今の親御さんたちが10代の頃には携帯電話はまだ一般的ではなかったわけですね。今の子どもたちとは環境が大きく違いますから、それが親子間の価値観のギャップを広げているのです。

ところが、それ以外の一般的な生活態度に関わるものを見ると、全て親子間でギャップが小さくなっていることが分かります。なぜでしょうか。それは、今の携帯電話をめぐる環境の変化と同じ理屈で考えればよいわけです。

先ほどもお示した経済成長率の推移をもう一度御覧ください。このように、日本の経済成長率は戦後、3段階で落ち込んできたわけですね。先ほどの調査の1982年の親子は、ちょうどこの時代に当たります。それに対して、2012年の親子はここになります。経済成長率が全く違う時代を生きてきたのです。

日本の社会は、ちょうど山を上るように、戦後、高度成長、安定成長、そして低成長へと推移してきました。仮に、1957年の時点で15歳のお嬢さんがいたとします。やがて成長して行って25歳でお子さんをもうけたとします。そしてやがて、生まれた赤ん坊が更に成長して行って、15歳を迎えた時点が1982年になります。お母さんが15歳で

あった時点と、お子さんが15歳になった時点で、通算して25年の歳月が流れていることとなります。

次に、この15歳のお嬢さんが成長していったら、今度は30歳でお子さんをもうけたとしましょう。そして、そのお子さんが更に成長していくと、2012年の時点で15歳になります。お母さんが15歳であった時点と、お子さんが15になった時点で、通算して30年の歳月が流れていることとなります。昨今は晩婚化が進んでいますから、親子間の年齢差はかつてより広がっています。

ところが、この図を御覧になってすぐお分かりのように、1982年の調査の親子では、お母さんが思春期だった頃と、お子さんが思春期を迎えた頃で、これだけ社会が大きく変わっていたのに対して、2012年の親子では、ここ程度しか社会は変わっていないのです。

つまり、今の親御さんたちが若かった頃と、現在とを比較すると、ネットをめぐる環境だけは大きく変わりましたが、それ以外の社会環境はあまり大きく変わっていないのです。このギャップの縮小が、親子間での価値観のギャップを狭めていると考えることができます。そして、この事情は親子間だけでなく、学校の教師と生徒の関係など、多くの大人と子どもとの一般的な関係に当てはまります。

さて、そうなるにつれて、今の子どもにとって、大人は敵とは感じられなくなります。自分たちと価値観が衝突する相手ではなくなったのです。こうして、子どもたちの世界から対抗文化や、それを核にした対抗集団が消えていくこととなります。共通の敵がいなくなったため、非行文化が成立しにくくなってきたのです。

この変化には、ただ単に、大人の世界と子どもの世界が対抗的なものではなくなってきたというだけでは収まらない問題が含まれています。

世代間でのギャップが縮小してくると、大人と子どもの関係は一般的に良くなってきますが、それは見方を換えると、同じ世代の中で、かつて以上に細かな違いが目立ちやすくなってきたことを意味します。世代の外部に大きな違いがなくなった分だけ、世代の内部での違いが目立ちやすくなるのです。これが子どもたちの人間関係におけるリスク感覚を更に促進していくこととなります。したがって、なんとかして少しでもこのリスクを下げなければならぬという思いが強くなります。では、今の子どもたちは、いったいどうやってこのリスクを下げようとしてきているのでしょうか。

こういう例で考えてみたいと思います。ある高校生が5,000円の小遣いをもらっているとします。別の高校生は2,000円の小遣いをもらっているとします。先ほどお話しした相対的不満の応用なのですが、どちらが自分の小遣いに対して不満度が強くなると思われませんか。一般的に考えれば、当然、2,000円の小遣いをもらっている高校生の方が強いと思われませんか。周りの友だちを見渡したとき、例えば5,000円の子は、周りが1万円、9,000円、9,500円もらっているとすればどうでしょうか。あるいは2,000円の子は、周りが2,000円、1,000円、1,500円もらっているとすればどうでしょうか。2,000円の子も5,000円の子も、自分の周りにいる仲間の小遣いの額を参照点にすると、相対的な不満度は5,000円の方が高くなります。

しかし、本来であれば、2,000円の子も、5,000円の子やその周りの子どもたちを参照点にしてもよいはずですが。その場合には、彼の不満度の方が強くなるでしょう。現

在の日本では、いわゆる経済格差が広がる中で、実際にはこういう状況が生まれているはずですが。しかし、若年層の生活満足度は上がってきているのです。なぜなら、自分と似通った境遇の人たちだけと付き合い、そこで人間関係を閉じることで、先ほど指摘した関係リスクを少しでも下げようとしているからです。したがって、そこにしか参照点を持たなくなっているのです。これが生活圏の内閉化という現象です。その結果、言わば視野<sup>きょうきく</sup>狭窄に陥ってしまい、それが期待値を更に下げているのです。高年齢層と比較すると、経済成長率の鈍化と共にそもそも下がってきていた期待値を、この生活圏の内閉化が、更に押し上げる結果になっているのです。

現在、子どもの相対的貧困率は上がってきています。しかし、それと同じようなペースで、このように増えてきているのが、先ほど示した幸福を感じる子どもたちです。非常に奇妙な現象が生まれているのです。貧困状態の子どもは増えているのに、幸福な子どももまた増えているわけです。

その背景にあると言われるのが人間関係の充実度の高まりです。この人間関係の充実度によって、格差という問題を補完しようとしているわけです。しかし、この人間関係も、実は決してバラ色ではなく、それが大きな悩みや心配事の対象にもなってきました。

それはこう考えればいいと思います。昨今は、価値観の多様化に伴って人間関係も流動化してきました。そうすると、人間関係についての悩みの質が変わってきます。かつてのように組織や制度によって不本意な人間関係を強制されなくなって不満は減ってきますが、その裏では、流動化して自由度が高まったがゆえに、今度は不安が募っていくこととなります。人間関係の悩みや心配事には、不満の要素と不安の要素がありますから、アンケートをとるとこのようにV字カーブを描いていくことになるのです。したがって、先ほど人間関係の充実感が増しているという話をしましたが、悩みや心配事が反転して増え始めた時点ぐらいから、その上昇度が鈍くなっていることもお分かりになるかと思います。この調査では、ちょうどこの境目に当たるのが90年代後半になります。

日本で人間関係の流動化が進んできた、つまり価値観の多様化が顕著に見られるようになったのは、70年代の後半から80年代にかけてです。しかし、その当時は、日本の経済成長率もまだプラスを示していました。ところが、90年代後半から日本の経済成長率はがくんと落ち込んでいきます。まだ社会のパイが膨らんでいるときに流動化が進むと、人はそこにフロンティアを見いだしますから、自分の個性を發揮してそのチャンスを生かそうとします。しかし、社会のパイが膨らんでいないときに更に流動化が進むと、今度は守りの態勢に入っていくがちになります。自分の個性をいかすよりも、むしろそれを抑えて人間関係に過剰な気を遣うようになっていく。これが2000年代以降に生じている現象なのです。

今日の少年刑法犯の減少という現象も、このような社会状況から説明することができるのではないのでしょうか。現在、少年刑法犯は、少年人口の0.6%まで落ちています。それだけ、子どもたちの不満が減少してきたことの反映でしょう。

もう少し言えば、それは自分が大人たちから、あるいは学校の先生から、あるいは社会から監視されている、見られている、そういった不満が減ってきていることの証でしょう。自由でありたいという欲求はだんだんとしぼんできたのです。社会の流動性が高まり、自由はデフォルトになってきたからです。

では、少年たちは、このナイフを捨てたのかと言えば、決してそうではない。今、彼らが手にしたナイフは自分自身に向かっています。少年刑法犯の10倍以上の数を示しているのです。調査を見ますと、男子で7%台、女子で12%台の高校生に自傷経験があるという数値が出ています。これは、不安の増大の反映と考えることができるでしょう。自分はきちんと見てもらっていないかもしれない。学校の先生から、親から、友だちから、きちんと自分は承認されているのだろうか。そういう不安が増大してきている。自由への切望に代わって、この承認欲求が拡大してきているのです。それを象徴しているのが次のデータです。

学生や生徒の自殺者数は、90年代前半までの日本では減っていました。ところがそこで反転して増え始め、現在に至っています。このところ高齢者層の自殺は減ってきていますが、若年層は高止まりの状態にあります。学齢期の自殺の理由で一番大きいのは学校問題です。その学校問題の中には三つ大きな要因がありますが、その一つが、やはり人間関係なのです。

しかし、「今、とても幸せだ」という中高生も、同じように上がってきているのです。つまり、幸福感と諦観は別のものではなく、表裏一体の現象なのです。ごく狭い生活圏を生きていく中で、余計な希望を抱かないので期待値が下がってきている。それは一方では生活満足度を上げるけれども、そこにしか居場所がないので、そこでつまずいたときのダメージは大きい。だから、決して道を外さないように、周囲から後ろ指をさされないように、日頃から細心の注意を払っている。それが、少年刑法犯が減ってきている一方で、自傷行為や自殺が多い根本的な要因ではないでしょうか。

今の若い人たちは、このエッシャーの木版画のような世界を生きています。どこまで行っても出口がなく、ぐるぐると回っていく。そんな閉じた世界を生きています。社会の流動性が高まり、またネットも発達したにもかかわらず、いや、そんな世界を少しでも安全に生きていくため、仲間内だけで閉じた関係を営んでいるがゆえに、こういった問題が生まれているのです。したがって、今私が彼らに対して言いたいのは、もっと好きな場所に出かけていきなさいということです。そういう観点から、この刑事法制についても考えていきたいと考えています。

以上で私の報告を終わりにしたいと思います。御清聴どうもありがとうございました。

○白井参事官 ありがとうございます。

それでは、質問に移りたいと思います。質問のある方は挙手をお願いいたします。

○小川矯正局長 2点ほどお伺いしたいのですが、まず1点目は、いろいろな社会認識の変化、それから少年非行、あるいは若年非行の変化とがリンクしているということで、非常に興味深くお伺いしたわけですが、若年非行、少年非行が減っているにもかかわらず、一方で、社会では少年非行が増えているのではないかと、凶悪な重大事件が増えているのではないかとこの認識があります。そのギャップについて、よく指摘されるわけですが、そういった社会認識の変化などが、少年非行に対する社会の受け止め方にも何か影響しているのではないかとこの感じもします。若年非行、少年非行の実際の数なり、状況と、社会の認識とのギャップについて、何か御意見がありましたら、教えていただきたいと思います。

○土井氏 少年刑法犯の数は減ってきていても、メディアで報道される量は増えています。メ

ディアスクラムが生まれ、事件一件当たりの報道量は増えている。したがって、その報道に接している側の感覚からすると、あたかも数が増えているかのような錯覚が生まれがちになってきている面があるのではないかと思います。

また、数は減っているという話をしても、今度はこう言われることがあります。確かに数は減っているかもしれないが、凶悪な事件が増えているのではないかと。実は凶悪犯罪も増えてはいないのですけれども、こういう意見はしばしば耳にします。

考えてみれば、ここで言われている「凶悪」とは、我々が「凶悪犯罪」としてカテゴライズしているものとはちょっと違って、言わば猟奇的な事件のように思われます。でも、そういったものは昔から一定数あったのです。しかし、それ以外の凶悪事件が減ってきたために、昔からある一定数ずっと存在していた猟奇的な事件が相対的に目立つようになってきている。それ以外の社会的な要因がバックにあるものに対しては、我々は理解もしやすいのですが、そういったものが減ってきて、結果としてなかなか理解しづらい猟奇的な事件が相対的に目立ってしまうようになってきている。それが少年犯罪の凶悪化という危機感をあおっている面もあるのではないかと思います。

少年犯罪に対して厳罰化を支持するのも、相対的に言うとなら若年層の方が強いと言われていますが、それは自分たちは違うのだというという感覚を持ちやすいからでしょう。高齢者層にはまだ昔の感覚が残っていますので、そうは言っても社会的な背景も考えやすいのですが、若い人たちはなかなかそう考えることが難しい状況になってきているのではないのでしょうか。そうすると、自分たちとは根本的に違う人たちなのだと思ってしまい、厳罰化を支持するようにもなる。そういう傾向が見られるように思います。

○小川矯正局長 もう1点は、生活に対する満足感が増えていって、逆に閉塞感といいますか、希望を持たない、希望が少なくなっているという最近の子どもたちの中でも、やはり一定数は、少年非行なり若年非行があつて、それに対して、矯正は、少年院なり少年刑務所で処遇をしているわけですけれども、そういった子どもたちの変化、若年の変化も念頭に置いて、今の少年刑務所とか少年院の取組について、もっとこうした方がいいのではないかとか、こういう点で改めた方がいいのではないかという御意見がありましたら、教えていただきたいと思います。

○土井氏 大したことは申し上げられないのですけれども、例えば、少年院の教官の方々からうかがったことから言いますと、確かに今、少年院の在院者数は減ってきていますが、一人一人に対する手のかかりようは昔よりも大変になっているようです。昔は集団処遇が容易であったけれども、今はそれが難しい状況になっている。個別に対応しなければならず、一人一人に対して手がかかるので、決して楽になってきているわけではない。集団処遇が難しい分だけ、個別処遇を進めないといけなくなっている。

今、若い人たちが抱えているのは、先ほどの言葉を使うなら、自分が見られているかもしれない不満ではなく、見てもらっていないかもしれない不安ですから、集団処遇が難しくなり、個別処遇を優先していかざるをえなくなっているのです。きちんと見ているよというメッセージを送り、承認してやる必要があるとなっています。

おそらく、これからは少年院でもそういう処遇体制を強化していかないと矯正教育も立ち行かなくなるのではないかと考えています。

○加藤刑事法制管理官 統計上、若年者の生活満足度はずっと上がってきていて、それが一つ

の原因になって、検挙人員や犯罪人口比が減る傾向にあるということだったのですが、同じ時期で比べてみると、高い年齢の層よりは、若い年齢の層の方が、相対的に人口当たりの犯罪率が高いということは言えるのだと思います。

その差もだんだん縮まってきているということは言えるにしても、どの時代を見てみても、若者の方が、言わば犯罪に走りやすい傾向にはあるということは言えるのではないかと思われるのですが、この辺りは、どのように分析したらよいのか、御所見があれば教えてください。

○土井氏 若年の方が逸脱しやすいのは、普遍的な現象だと思います。逆に言えば、そこには歴史的あるいは社会的な背景はないということです。人というのは、年を取ればだんだんと落ち着いてきて守る態勢に入っていくし、思慮深くもなっていきます。それに対して、若い人は、当然ながら、まだエネルギーがありますから、いろいろ道から外しやすい面もあるわけです。

ただし、そうは言っても、時代とともにその傾向は弱まってきている。かつての若年層と比べると、今は逸脱する者が減ってきている。

今日、お話をしてきたのは、この時代による変化です。年を取って人間はどう変わっていくかという問題については、歴史的な要因とは言えませんので、今日の私の分析の対象からは外れますが、それは人間の発達段階に付随する普遍的な現象であると考えてもよいのではないのでしょうか。

○加藤刑事法制管理官 今日、伺ったお話をすごく短絡的にまとめて理解してしまうと、社会との緊張関係が一種の犯罪の原因になっていると考えられるということかと思いますが、一方で、犯罪の中で多分一番多いのは、窃盗とか、財産犯が割と多いのではないかと思われるわけでありませぬ。

その社会的な緊張というものと人の物を取るという行為ですね、言い換えると、犯罪の原因と現れる犯罪行為といったものが、どういう結び付きを持っているのか、どういう形で結び付いているのかということについて、御知見があれば教えていただきたいと思います。

○土井氏 重要なポイントだと思います。今日、私は、犯罪社会学の知見に基づいて話をさせていただきました。心理学の話ではないのです。しばしば両者は混同されやすいのですけれども、動機の話をしたわけではないのです。動機は人によって千差万別です、いろいろ個別具体的な状況の中で生まれてきます。その動機づけが起きたとき、人がどういう先有傾向を持っていると、犯罪や非行に走る確率が高くなっていくのかという話なのです。

社会緊張理論の観点から言えば、例えば、人は、慢性的に焦燥感をあおられた状態にあるとき、何かつまずくと、そうでない状態のときよりも、そのつまずきを過大視しがちです。犯罪を誘発する具体的なきっかけではなく、そのきっかけが生まれたときに人は犯罪へとどれだけ確率的に結び付いていくのか、その背景にある社会的要因を解明しようとするのが犯罪社会学の理論だと理解していただければと思います。

したがって、文化学習理論についても同じことがいえます。逸脱的な文化を学んだからと言って、当然、みんなが犯罪に走るわけではありません。例えば、非合法的な行為に対して、絶対に駄目だというメンタリティを持っている人と、まあ状況次第ではないかなと思っている人とは、何か具体的なきっかけがあったときに、その対応の仕方が変わってくることとなります。その状況の方を焦点化したのが今日の説明ということとなります。

○吉田総務課長 対抗文化の衰退でありますとか、あるいは満足度が高まっているということで、犯罪とか非行という形での行動化がされにくくなっているというのが全体的な傾向としてあるというお話だったかと思いますが、その中でも、犯罪とか非行というような形で行動を起こす少年が一定数はいるということかと思いますが。そういった犯罪、あるいは非行という形で行動化する少年たちに、ある程度共通する特徴でありますとか傾向といったものがもしあるとしたら、どのようなものが考えられるかということについて、御意見があれば伺いたしたいと思います。

○土井氏 こういう言い方をしているかどうか分かりませんが、先ほどの話を敷衍して考えるなら、エネルギーがあり余っているというか、元気がいいというか、いわゆるやんちゃをしてしまうような、そういうタイプの子はやはり逸脱しやすくもあるでしょう。翻って、一般の子は、今、やんちゃができなくなっているから、こういう傾向を示しているわけですが、当然みんながみんなそうではありませんから、羽目を外しがちな子も一部には当然いるわけです。そういうタイプの子が全くいなくなることはありませんから、その一部が逸脱的な行為に手を染めてしまうことはあるだろうと思います。今日、お話をしましたように、昨今は人間関係が難しくなっていますから、そういう子は周囲からますます浮いてしまいやすくなっています。あるいは、それを更に一般化して言うなら、人間関係が非常に高度化した結果、それに対応できない子が逸脱しやすくなっていると言ってもよいかもしれません。

そう考えますと、問題は、多くの子どもはやんちゃをできなくてこれだけ少年犯罪が減ってきている一方で、逸脱した子がかつて以上に目立ちやすくなっているという点にあることとなります。それだけ、同じ世代の中でも、疎外されていきやすくなっていくのです。これが再犯者の減少幅が鈍いことの背景も一つにもなっている。今、若い世代は保守的になってきていますから、逸脱した少年に対して、非常にネガティブに捉えてしまう。昔のように格好いいなといったイメージは全くないわけです。一体何をやっているんだと思ってしまう。

そうすると、一旦道を外した少年たちは、ますますこっちの社会に戻ってくるのが難しくなってきました。現在は、そういう事態が進みつつあるように思います。

今、刑法犯が減る中で、再非行少年率、あるいは成年も含めてですけれども、再犯者率は上がってきている。数から見ても、人口比で見ても、再犯者も再非行者も減っています。減っていますけれども、初犯の減り率の方が激しいので、相対的に再犯者率は上がってきているわけです。

なぜ、初犯に比べて再犯の減り率が鈍いのか。それはもちろんいろいろ理由は考えられると思いますけれども、一つの要因としては、今お話したように、一旦道から外れてしまうと、こちらへ再び戻ってくるのが難しくなっているのではないかと。特に同世代の人たちが受け入れてくれにくくなっている。そういう面があるのではないかと考えています。

もちろん、社会的格差の問題とか、他にもいろいろな要因はあると思いますけれども、この世代に特有の心性として見たとき、一旦道を外した者を受け入れることが難しいという状況があって、なかなか初犯が下がるほどには再犯が下がっていかない一つの要因になっているのではないかと考えています。

○加藤刑事法制管理官 繰り返して、また短絡的な発想で申し訳ないですけれども、今お話し

いただいたような理論を刑事政策，すなわち犯罪そのものの減少ですとか，再犯の防止という政策論として考えたとすると，例えば，社会的な緊張を取ってやればよいと，すごく単純にいうとそういう話になりそうです。けれども，それはどうすればいいのか想像がつかないところでございまして，そういった政策的な御示唆といったようなものがあれば，教えていただけないでしょうか。

○土井氏 社会緊張理論が扱っているのはマクロ的な要因であると申し上げました。これは構造的な問題なので，なかなか政策でどうのこうのできるものではないと思います。

現実問題として，今，目標の期待値が下がってきているわけです。良いか悪いかは別にして，下がってきているために目標と手段のギャップが減り，その分だけ刑法犯も押さえ込まれているといえます。

この期待値自体は，我々には操作できません。しかし，仮に政策論としては，期待値に合わせて手段をどう提供していくのかという問題を考えることはできます。これは格差の問題です。我々がコントロールできるのは手段の方であるし，そうであるべきだと思います。目標については構造的な問題ですし，個人的にはそこに立ち入るべきではないと思います。今後，この格差の問題はますます深刻化していくと思いますから，目標と手段の乖離が再び生じるようになった場合，それに対応して，手段の方をどうやって目標へと近づけていくのかを我々は政策として考えるべきだと思います。

○白井参事官 それでは質問につきましては，これで終了したいと思います。土井様，どうもありがとうございました。

それでは，席の準備をいたしますので，しばらくお待ちいただければと思います。

(休憩)

○白井参事官 それでは，再開いたします。

次に御意見をお聞きするのは，社会福祉法人南高愛隣会前理事長の田島良昭様です。

田島様からは，現行の少年あるいは若年者に対する処分や処遇の課題，少年法の適用対象年齢の引下げなどについて御意見を20分程度お聞きし，その上で幾つか質問させていただきます。配布資料につきましては，「少年法又は若年者処遇に関する意見書」と題する資料1点でございます。

それでは，田島様，お願いいたします。

○田島氏 南高愛隣会の田島でございます。法務省の皆さんには，10年前から，いろいろなことを教えていただいて，司法と福祉がつながることによって，罪を犯した人たち，特に障害者とか高齢者，こういう人たちが社会に返ってきたときに，どういう受け止めをすれば，再犯せずに幸せな社会生活が送れるだろうかと考えてきました。10年前に刑務所にたくさんの障害を持った人たちとか，あるいは高齢者の人たちがいるということに気が付いて，ちょうど10年経っています。

当時，平成17年，平成18年ぐらいのときには，新しく刑務所に入る人は3万2,000人から3万3,000人ぐらいいた時代だったと思います。それから，犯罪の認知件数も300万件だとかいう，大変な数でありました。

あれから10年経って，昨年，平成27年には，犯罪の認知件数が110万件を切ったとか，それから，刑務所への入所者も2万1,000人ぐらいになってきているとか，びっくりするような数で罪を犯す人たちが減っていつているのだと思います。関係する各機関

の皆さんの努力の結果だと思いますが、私たち福祉に関わる側もいろいろな提案をさせていただきました。

一つは、社会につなぐ役割として地域定着支援センターというのを作って、47都道府県全てに配置したわけではありますが、そういう福祉がいろいろな形で関わることによって、少年も含めて罪を犯した人たちが社会に帰るときに非常に効果が出てきているのではないかと、数字的にしっかりつかむということができてまいりました。

そこはいろいろな形で刑事司法の関係の皆さんにお力添えをいただいて、いろいろな仕組みができてきたと本当に感謝を申し上げます。

今回のヒアリングの少年法については、実をいうと、私は、非常にうらやましい。少年たちは本当にうらやましいと、この10年ずっと思ってきました。私が初めて彼らと出会ったのは40年ぐらい前に、家庭裁判所の調査官の方たちからの依頼と、それから警察の少年防犯の担当をしておられる人たちが、皆さん、しょっちゅう私のところに連れて来られたのが、私と罪を犯した知的障害の人たちとの最初の出会いでした。

私も今までに58名、私が保護者になって、親代わりをした人たちがいますけれども、その人たちは、ほとんどが罪を犯した人たちで、今考えてみますと、それが全部少年法の関係だったのです。少年法では、罪を犯したところから、ある面では非常に丁寧に、例えば警察の段階でもやはり丁寧に、いろいろとその人の将来というのを考えていただきました。そして家庭裁判所のところになると、家庭裁判所の調査官が、本当に走り回って、一体この人をどうした方が一番良いのだろうかということで、我々のところにもしょっちゅう、相談に見えました。

それからもう一つ、非常にすごいと思っていたのは、少年鑑別所です。少年鑑別所で非常にしっかり、少年が罪を犯した原因、状況を調べられていて、そして、この人にどういう処遇をしたらいいのかについて考えていただく少年鑑別所の専門家がおられました。今なお、非常にすばらしい力のある人たちが育ておられると思います。矯正の全体を見た中で、非常に大きな力になれる人たちの集団が育っているところというのは、鑑別部門であり、非常に高いものがあるのではないかと思います。

少年院の人たちと我々は交流をしていろいろなことを学んでいます。福祉の関係のところでは一番困っているのは、反社会的行動を起こす人たちなのです。そういう人たちはたくさんいます。施設の中にも。しかし、その人たちの処遇については、福祉関係も非常に困って、いろいろ悩みながら対応しているのですけれども、そこをいろいろな形で教えていただくのは、実は少年院の教官の方です。

特に知的障害とか、今、発達障害系の人たちも非常に増えていますので、こういう人たちについても少年院の関係の法務教官の皆さんたちの質とかレベルは、福祉施設の職員と全然違うぐらい高いものを持っておられるような気がします。

それに比べると、10年前から、刑務所から出てくる人たち、あるいは刑務所の職員たちと交流してきますと、同じ矯正局なのかと思うぐらい、見るも無残というぐらい違いがあるような気がします。どうしてこんなに違うのだろうと、刑務所に行った度にすごく思いました。

というのは、もうごちゃごちゃなんです。障害を持った人たちも、知的障害とか、発達障害とか、それぞれのいろいろなハンディキャップによって、相当きめ細かい個別指導をし

なくてはいけないのが、もうめっちゃめっちゃというぐらいの対応の仕方だと思います。まして、高齢者の、年を取るという形で障害を持たれた人たちが非常に増えているのですけれども、そこに対する配慮というのは、ほとんどされていません。

今回、少年法の議論がいろいろ出てきて、適用対象年齢の引下げの問題が多分非常に大きなことになっているのだと思いますが、これは、ほかのところで、選挙権が変わったということで、急に出てきたのだと思いますが、年齢引下げについて、私どもの関係しているところから言うと、引き下げられると困るといふ、皆さん、そういう御意見を持たれる方が多いのは私も聞いています。

ですが、むしろ、これを機会に少年法の良さをそのまま、例えば少年を過ぎた後の一般のところに、どうやって広げていただくか、ここを是非お願いしたいのです。単に少年法をどれだけ充実していったとしても、今、実は少年たちは、土井先生からのお話のように、ずっと数も減っていつているわけです。これは社会全体が少子高齢化していつて、もう既に少年法が適用される人たちの人数より、65歳以上の高齢の人々の方がうんと増えてきているわけでありまして、将来、今から少なくとも10年先ぐらいを見ますと、もう大変な状態になるのです。これはもう目に見えているわけなのですけれども、しかし、そこに対する対応は、刑事司法の世界のところでは、やはり遅れているのではないかと思います。

特に、今、私は矯正局のところで、女子刑務所の在り方の検討委員会をこの4年ぐらいやっておりますけれども、女子の刑務所は、悲惨さの、言うなれば象徴的な状態になっているのではないかと思います。

そこにいる受刑者の人たちだけが大変な状況だけではなくて、そこに関わる刑務官の人たちの努力が、もうほとんど空回りしている、空回りせざるを得ない。これは男子の場合もそうだと思います。矯正局の皆さんは、この数年、私たちはお付き合いが非常に増えたのですけれども、私たち福祉関係者からいうと、ただただ申し訳ない、もう本当に申し訳ないと言うしかないぐらい、ひどい状態だと思います。それは本来の刑法で言うと、多分今の刑務所は、懲らしめのための刑を執行する場所ですから、だから刑務官の人たちは懲らしめてやればいい、それを管理すればいいというのが本来の業務であり、法律上ではそうになっているのだと思います。ところが、片一方では矯正なんて言われて、何かあたかも、教育したり指導したり、改善、更生を目指してやりなさいと言われていたような状況に置かれているのだと思います。

今、一番、刑務所に望まれているのは、ただ、懲らしめのために中に入れておいて、苦しめるために、矯正があるのではないのだということだと思うのです。正に、少年法で言われるようなものも、相当あるのだと思います。すなわち改善、更生して社会に出て、そしてまた再犯を犯さないように、そういう教育をしようという思いもすごくあると思うのです。刑務官の方たちは、みんな実はそういう改善、更生してもらいたいという思いをすごく持っておられて、必死に試してみている。だけど、試すけれども、手足を縛られたような形でいろんな試行をできなくしているのが、懲役刑です。刑務所で行っている作業自体は、どうしようもない軽作業ですよね、あれでは職業訓練にもなりませんし、刑務所で働いてそれで幾らか報酬をもらおう、これだって、時給で言うと40円とか50円ぐらいにしかならないとか。だから、本当に中途半端になっている。

しかも女子刑務所で言うと、本当に健康に悪いです。女子刑務所を調べてみると、睡眠薬

と便秘薬ですね、それに漬かっているような状態で、80%近くがそういう何らかの薬物で、言うなれば治療しなくてはいけないような状況でいる。それは、もう一日のリズムを見れば、たくましい体とか健康な状況とかいうのをつくって、社会に巣立っていくためのいろいろな準備をする所にはなっていないような気がするのです。少年院の一日のカリキュラムと比べてみると、どれほど大きな差があるかというのは、歴然だと思えます。

だから、ちょっといろいろ話があちこちに飛んで恐縮ですけども、私は少年法の改正について、適用対象年齢が引き下げられるのは、ほかの部門が変わってくるのであれば当然だと思えます。

ただし、その引下げによって、不利益を被る人たちが相当出てくるのではないか。その不利益を被らないような手当てをしっかりと考えていただきたい。それは、すなわち、今の少年法と一般の成人のための法律は相当大きな格差がありますので、この点を本当にしっかり検討していただいて、適用対象年齢が引き下げられたとしても、大きな損害を被らないように、その手当てを考えていただければと思います。

若年者処遇と成年処遇の違いというのは、これは目的が違うのだと思いますが、これはできるだけ合わせる必要があるのではないか。少年の改善更生のための処遇というのは、非常に中身が磨かれてきていると思います。年々、いろいろな形で創意工夫をされて、非常に大きな効果を上げていっているのではないかと思います。

ただ、成年の処遇については、やはり先ほどから申し上げておりますように懲らしめのための刑罰を行うのが目標になっているように思います。これは、もう本当にできるだけ早く考え方を変えていただけないだろうか。

一番困っているのは、定着支援センターで引き受けるときに、特別調整の人たちが来たときに、この人たちを社会の中へどうやって返すのですかということです。まず、社会適応能力はがくっと落ちています。第一、自分で時間を見て、何時になったら起きなくてはいけないなんて、そういうことができる人がほとんどいないのではないですか。今、全国の刑務所の中で時計のある所なんて、ほとんどないです。PFIの島根あさひの刑務所に行ったら、食堂に丸い時計がありまして、自慢されたのですから、「見てください、時計があります」と。本当に、「ええ、時計があるんですね、珍しいですね、刑務所に」というぐらい。そういう一つの例ですけども、社会で適応するための能力を高めるどころか、ぐんと低めてしまう。1年たてば1年分、2年たてば2年分だけ社会で適応する力はどんどん落ちていく。特に障害を持ったり、高齢の人たちは、本当に悲惨な状態になっていっているのだと思います。こういう社会適応能力だとか、社会に帰ってきたときに必要な能力をどういう具合に付与するのか、どうやって指導して、育てるのかというのを是非考えていただきたい。

特に、人生50年の時代に作られた法律に基づいて皆さんが仕事をされているのだと思います。今はもう人生80年になって、もう既に25年以上経っているわけですね。先ほど土井先生のお話の中でも、65歳以上の人たちが増えてきているとおっしゃっていましたが、今はぐっと上がっていますよね。この3年、4年のところで、もう今、1位は65歳以上の世代が一番増えてきて、4万人を超えています。こういう65歳以上の人たちのところでは、何らかの形でいろいろな能力が、ある面では、だんだんいろいろ衰えていっている世代でもありますから、特にそこはしっかりした配慮をしていただきたい。

厚生労働省が、去年の10月から認知症に対する検討会を始めました。罪を犯した高齢者については、厚生労働省側としてもしっかり取り組まなくてはいけないということを気付いたのだと思います。しかし、今、障害のところは10年前から少しずつ積み上げましたけれども、高齢のところは本当に遅れています。それと同じぐらい、実は矯正の中での手当ても非常に遅れている。

先日、60歳以上のところで、1,300人ぐらいの認知症の人たちが、あるいは認知症とおぼしき人たちがいるということを法務省は発表していましたが、数字さえよくつかめていなかったというのが今までの実情だと思います。

人生80年に相当する処遇とは一体どういう処遇なのかということをも是非考えていただきたいです。そのためには、今のいろいろな法律の枠があって、言うなれば、そこを変えないと、あるいはそこにいろいろ弾力的に運用できるような仕組みを考えていかないと、それをうまく実行できないということではないかと思えます。

あと、この刑事施設内の処遇と地域社会の処遇のところでは、先ほども申しましたように、三つの視点で非常に違いがあるのではないかと思います。少年法に比べると、刑務所は三つの点で非常に遅れている。まず、先ほど言いました社会適応能力、それから2番目は労働能力です。働くための能力、基本的な能力はどんどん衰えるばかりです。職業訓練がほとんどされずに、社会に出たときにいきなり就職と言われますので、そうすると、職業訓練をするためには、その前に相当しっかり、例えば障害者の認定なんかを受けていけば、障害者雇用、障害者の職業能力にかけられますけれども、そうでない一般の人たちは、なかなか職業訓練は受けにくいという状態です。その前に刑務所でできるものが何かないのでしょうかということ。それから、3番目は個別指導です。先ほど集団指導のお話がありましたけれども、少年院の集団指導でも、我々から言うと、刑務所の状況からすると、うらやましいぐらいです。少年院もそうでしょうけれども、もっと高齢の、一般刑務所のところでも個別の指導をきちんとできるようなものを何とか考えられないでしょうか。

実は福祉のところでお受けしますとか、社会のところで迎えて、みんなで再犯を犯さないようにしようという仕組みを作るときに、その前提になるものが、今、十分できていないような気がします。そこのところを是非お願いしたい。

それから、今度、刑の一部執行猶予の法律を作ってください、間もなく実施されるということで、先日、薬物の勉強会もちょっといたしましたけれども、実は非常に難しい状況だと思います。というのは準備ができていないですね。刑事司法のところ、しっかりした社会に出すための準備ができていない。もちろん、社会の方でもそれを受け止める準備ができていない、両方とも準備不足。そこで、刑の一部執行猶予を始めていったら、うまくいかないのではないか。もちろん最初からうまくいくというのは少ないのだと思いますが、しかし、最初のところで余りがたがたになると、広がっていかないのだと思います。

そのためには、今不足しているもの、できるだけ早く、判決がおおりて出所するまでの間に、社会に出るための準備ができる仕組みを作っていただければと思います。

○白井参事官 ありがとうございます。

それでは質問に移りたいと思います。質問のある方は挙手をお願いします。

○小川矯正局長 田島先生には、いつも矯正施設の運営につきまして、いろいろな観点から御助言、御指導をいただきまして、本当にありがとうございます。また、今日は、率直な御

意見，御指摘いただきまして，本当にありがとうございます。

多少，言い訳を申し上げますと，やはり，刑事施設の場合には，少年院に比べまして，職員の体制が十分ではないということもありますし，また，いろいろな受刑者がいて，施設，敷地の制約もある中で，なかなか集団的な処遇というところから脱却できないという実情があると思います。

ただ，そういった中でも，作業だけでなく，改善指導とか，いろいろな取組を進めているところでありまして，できるだけ受刑者の改善更生に意を進めているわけでございますけれども，今日は，年齢引下げの関係の勉強会でありますので，特に少年の処遇について，2点ほど御質問させていただければと思います。

1点は，少年刑務所での処遇についてです。少年刑務所では，特に，若年者が多いということで，いろいろ個別的な処遇，取組を進めております。川越少年刑務所での少年工場であるとか，いろいろな取組をしているのですが，先ほど申し上げた体制の制約とか，いろいろな条件の制約があるわけで，一遍に全てはできないかもしれません。ただ，先生の目から御覧になって，やはりここは最優先で直した方がいいよとか，改めた方がいいという点もあろうかと思っておりますので，その辺について具体的に，現実的な状況も踏まえながら，どのような改善が考えられるのだろうかということについて，教えていただければ有り難いです。

もう一つは，少年院の処遇についてですが，少年院の矯正教育に対して非常に高い評価を頂いたのですが，逆に，子どもたちを甘やかしすぎているのではないかという批判を受けることもありますし，罪の重さに十分向き合せてないのではないかという指摘を受けることもあるわけです。

そういった批判や指摘について，もっと改善，あるいは取組をする必要があるのかどうか。内容はどんなふうに考えればいいのかということについて，教えていただければと思います。

○田島氏 少年刑務所については，特に重点を置かなければいけないのは，多分，職業能力開発についての取組だと思います。それも，できれば基礎を，きちんとどこかで，例えば非常に固定された施設内で基礎的な訓練をしっかりやる。その前に，まずは，入り口のところでしっかり分類をする。個別のですね。この人について個別の処遇の問題点は何かというのを少なくとも3か月ぐらいかけてしっかり観察をして，それから今まで罪を犯したときの環境なども含めて，しっかりした処遇の計画を作り上げる。それに基づいて基礎的な訓練をしっかりやる。それから，できれば応用訓練を，施設から外に出してやるというようなものも，できる人たちが相当いるのだと思います。全員はできないかもしれませんが，しかし，相当できる人たちを外に出す。

四国の刑務所では，過去，相当，施設から出していましたね。結局，そうやって社会に出て，社会の中でいろいろな訓練をする。仮出所を，うんと早めるということもあると思いますが，その前にも，社会の中で訓練をする工夫が必要ではないか。すなわち，彼らが働くことによって，自分の自信や誇りを取り戻すということにもっと重点を置かれるべきではないかという思いがします。それも相当ほかに比べるといろいろ工夫をしておられるのは，もう本当にそうだと思いますけれども，なおさらに。

それから，少年院の場合は，甘やかしておられるという御意見もあるかもしれませんけれ

ども、私はむしろ非常に丁寧に取り組んでいただいていると思っています。ただ、一つだけ、早急に改善された方がいいと思うのは、帰住するときの家庭調査をもっと徹底した方がいいと思います。つまり、受け止める家があります、ですから、帰住先がありますという以上に、その帰住先に実際の保護能力がどれだけあるのかという調査が非常に不徹底なようなところがあると思います。

特に知的障害とか発達障害とか、障害を持った子たちの場合は、相当、帰住先によって影響されます。保護者が一体どれだけの保護能力があるのか、この辺を見極めることがもっと大事ではないかと思うのですけれども、ここは非常にまだ不徹底です。私も保護司なのですけれども、保護司として社会に出てきた人を受け入れるときにできるのは、せいぜいカウンセリングぐらいなのです。日常生活まできちんと監督したりというのは、保護司はなかなかできません。ですから、特にナイトケア、夜の生活、生活の支援を誰がするのか、どれだけの能力があるのか。

それから前に罪を起こしたときの状況なんていうのを照らし合わせて、その帰住先をしっかり見定める。そのような見定めがされると、今の再犯率はぐんと下がるのではないかと思います。そこがあやふやな人たちが、やはり再犯を犯しやすいと思います。

○久家参事官 私からも1点質問させていただきたいのですけれども、先生の御指摘といえますか、御意見で、少年法の適用年齢の引下げの点について、他法令、民法を始めとして、他法令が引き下げられた場合には、少年法も引き下げられるべきであるが、ただ、それによって不利益が生じないように配慮すべきであるという御意見だったと伺いました。

その不利益が生じないよというところなのですけれども、今の適用対象年齢は20歳ですが、それを18歳に引き下げた場合に、18歳、19歳の人が、例えば少年刑務所に行くと、刑務所に行くと。その少年刑務所での、あるいは刑務所での処遇を改善すればいいという、そこを改善していくべきだということに主眼があるのか、あるいは、18歳、19歳の人が成人になるにしても、むしろ少年院的な処遇を可能にするような手当ても必要だというお考えなのか、もしその点についてお考えがあれば教えていただきたいのですが。

○田島氏 それは両方です。やはりどちらかだけすればいいということより、もっと言うと、入り口の、まず警察の段階ぐらいのところから、今、録音・録画なんかも相当進んできていますけれども、取調べの段階から相当いろいろな配慮をすべきだと思うのです。少年法の場合にはそういう具合になっていますから。その辺が一番、入り口のところから、がくっと差があると、後々にずっと響いてくると思いますから、そういう面では、入り口、要するに警察、検察の取調べの仕方の配慮ですね。それは、できるだけ早く障害者とか高齢者にも適用できるようなものを広げていただければ、そうすると、少年法のところとそう大きく段差がなくて、行けるのではないかという具合に思っています。

そういう面では、少年法で学んだものを、成人のところに入れていく。取り込めるものを次々に試してみるということができるよう。今、現行法でできるものもあると思います。それから、やはり法改正を必要とするようなものもあると思うのですけれども、その視野を、できれば成人のところ、少年法のいいものをできるだけ入れ込んでいけるようにしてもらえればということです。

○太田教授 もし少年法の適用対象年齢が18歳、19歳になった場合は、そういった者が刑

罰を受けて刑務所に行くこととなります。中には障害を持った者がいると思われませんが、満期釈放となってしまうと、何も手当てがありません。その場合、特別調整という今の形のままでいくか、新しい制度ができるか分かりませんが、何かそういう社会の中の福祉的な手当てにつなげるという仕組みが必要だと思うのですが、その場合にも、今の特別調整だと、やはり満期釈放になっているケースが多いと思うのです。そうした対象者を受けられている先生の立場から御覧になると、地域生活定着支援センターのケアと同時に、やはり司法の方の保護観察も付いていた方がいいとお感じでしょうか。

今、保護司さんができる日常生活のケアは限られているというお話もありましたけれども、やはりそれでも保護観察が付いていた方がいいのでしょうか。保護観察が付いているとすると、先ほど夜のケアが必要だというお話でしたけれども、もう少しインテンシブな、何か集中的なものが必要だとお考えなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○田島氏 まず、保護観察はできるだけ多く付けていただいた方がいいと思います。というのは、福祉が受けるときには、今は全て契約になっているのです。そうすると、罪を犯した人たちというのは、比較的契約になじまないというような人たちも多くて、それから成年後見を付けなければいけないような人たちも、高齢者もそうですけれども、障害者のところでも、成年後見を必要とする人たちも相当いるのです。

しかし、そういう人たちを付けてでも契約をした方がいい、福祉で受けるときにですね。それには保護観察を付けてやっていただいた方が受けやすいというところがあります。ですから、是非それを付けていただきたい。

それからもう一つは、保護観察、それからもう一つ刑の執行停止、この二つが今既に法律的にはあるのです。けれども、それをうまく活用していないのではないかと思います。例えば、保護観察のところでも3分の1条項みたいなのがあって、3分の1ぐらい刑の執行がされたときには、いろいろな社会内訓練をした方がいいというような人はそこで仮釈放できるということになっていると聞いているのですけれども、ほとんどされていません。ましてや、特に障害者とか高齢者とか、成年になったばかり、例えば18歳、19歳の人たちのところは、そういうものの配慮を相当しっかりすべきではないかと思います。

そういう面では、保護観察というのは、非常に大事だと思っています。

○太田教授 要するに、保護観察と地域生活定着支援センターによる支援、車の両輪みたいにやっていって、保護観察の期間は限られていますので、だんだん地域定着支援の方にスライドしていくと、そういうイメージのように伺いました。

その期間の問題ですけれども、たしかに仮釈放は、今でも3分の1で可能になっております。けれども、例えば、先生のおっしゃるように相当早目に仮釈放にしたとしても、少年の場合には、刑期が短いものがかなり多くなるだろうと思われまして。そうすると、例えば1年とか2年の刑期では、よほど早く出しても、社会の中でのサポートできる期間、保護観察にしても、非常に短いと思います。

例えば、1年の刑で早目に出すとして、半分の6か月だとしても保護観察の期間は6か月しかないという、こちら辺はどのようにお考えになるとでしょうか。刑期が長いと、早く出せば、かなりの期間サポートできるのですけれども、刑期が短いものと、保護観察が関われる期間が非常に限られているという点について、先生はどのようにお考えでしょうか。

○田島氏 もちろん、その状態によっては、今回の刑の一部執行猶予みたいな形で、より長く保護観察できる期間が保障されるというのは、その方が再犯を防ぐという意味では、非常に効果があると思います。

ですから、何らかの形でそういうのができれば、判決のときに、そういう刑の一部執行猶予みたいなものに、例えば検察が求刑されるときに、そういう具合にするとか、やはり工夫が必要ではないかと思います。

それから刑の一部執行猶予については、初犯とか、あるいは薬物の人が中心と聞いていますので、私どもが一番心配しているのは、再犯を犯している、罪を重ねている人たちをどうするのか。少年の場合も一緒です。少年でも何度も何度もいろいろな問題を起こしている人たちが、そういう人たちをしっかりと見守ることが大事だと思うのですけれども、そこがまだまだ、我々からとってみると、一番大切なものが抜けていますねと言いたいところでは。

○白井参事官 時間の関係もございしますが、ほかに質問のある方がおられましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、田島様、ありがとうございました。

本日予定しておりましたヒアリングと意見交換につきましては、以上で終了でございます。

今回の勉強会で当初予定しておりましたヒアリング及び意見交換につきましては、一巡をしたところでございます。追加のヒアリング及び意見交換の実施を含む今後の進行等につきましては、改めて御相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

—了—